

## 感染症にかかわる出席停止について

年 組 番 の疾病について、学校保健安全法第19条の規定により出席停止を指示しましたので、主治医とよく御相談の上、適切な処置をとられるようお願いいたします。感染症による出席停止期間は「欠席扱い」とはなりませんので、治癒後登校する折に下の報告書を御提出ください。

## ＜感染症の種類と出席停止期間＞

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで または 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他感染症</u> （医師の指示により、出席停止が必要と認められるもの） ＜例＞流行性嘔吐下痢症・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症 など	

キ リ ト リ

## 感染症罹患報告書

令和 年 月 日

愛知県立西尾高等学校長 殿

年 組 番 氏名

保護者等氏名

(自署)

1. 病名 ( )

2. 医療機関名 ( )

3. 期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※保護者等で御記入ください。(医療機関などでの証明は必要ありません)